

「災害時における透析医療活動マニュアル」改訂案の変更箇所

項目		頁	変更内容
第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策	本章のポイント	P.5	本マニュアルの想定が「大規模地震や水害等」の災害であることを追記
	Ⅰ 平常時の体制	P.7	「2 災害時透析医療ネットワークと関係機関の連携体制」において、東京都透析医会の役割として「本マニュアルの周知等により各ブロックの連携強化に努める」ことを追記
		P.7	「4 新型コロナウイルス感染症等への対応について」として、本マニュアルは大規模災害を想定したものであるが、感染症発生時においても、透析医療機関の情報収集等災害時透析医療ネットワークを活用し、関係機関との連携に努めることを追記
	Ⅱ 都内で災害が発生した時の対応	P.8	前回の改訂案において「都災害対策本部」と記していたものを「都福祉保健局」に修正（以降同様に修正）
		P.8	「2 災害時における透析医療情報の流れ」において、Tokyo DIEMASから日本透析医会ネットワークへ「3クリック」での送信に修正
		P.10	「3 透析医療機関と透析患者の間の連絡」において、「避難所や医療救護所」に記載修正するとともに、災害時透析患者カードは様々な形態があることから「等」を追記
		P.12・13	「表1 各ブロック長及び副ブロック長リスト」を更新し、「担当行政地域」、「電話番号」を追記
		P.15	「6 透析用水の支援要請の流れについて」において、優先給水を行う医療機関を選定した上で都水道局への支援要請を行う旨追記
	Ⅲ 都外へ支援要請する場合の対応	P.18	「1 搬送患者の情報集約と提供」において、情報の伝達先として副ブロック長に加え「ブロック長」を追記
	第3章 マニュアル患者用マ	Ⅰ 災害に対する心得・対応	P.47
Ⅱ 腹膜透析（PD）を受けている方の留意点		P.53	「4 避難した時」において、通院先の医療機関と連絡が取れない場合、「協力医療機関」へ連絡する旨に修正
		P.53	「4 避難した時」において、透析液の加温器が使用できない場合に、透析液バッグにカイロを直接貼り付けない旨追記
		P.54	発災時における腹膜透析患者向けの留意点を図式化したものを追記